

釧路公証人合同役場移転のお知らせ

釧路公証人合同役場は、5月15日(月)から次の所在地で事務を執り行います。

また、役場移転作業に伴い、5月12日(金)の午後から電話・FAXが不通となります。なお、電話・FAXの番号に変更はありません。

所在地/釧路市錦町5丁目3番地 三ツ輪ビル4階
 電話/0154-25-1365 FAX/0154-68-5163

寄付ありがとうございます

釧路丹頂農業協同組合青年部(伊深祐樹部長)と女性部(水本梨佳部長)から町内の新1年生に図書のご贈りがありました。大切に使用させていただきます。

寄贈品/「たいせつなぎゅうにゅう」 33部
 「ちゃぐりん5月号」 33部

社会福祉協議会葬お礼はがき利用料

林 善幸さん(茶路西1線91) 28,000円
 吉田 昌司さん(西1北7) 18,000円

一 釧路警察署からの呼びかけ 一

☎ 0154-23-0110

●自宅に高額現金を保管しないで

自宅に高額現金を保管していると盗まれる危険性だけでなく、特殊詐欺の被害に遭う危険性も高くなります。「今すぐ!」と被害者を焦らせ、自宅に保管しているお金が被害に遭うかもしれません。

防犯だけでなく、特殊詐欺被害防止のためにも自宅に高額現金を保管しないようにしましょう。



釧路市西消防署白糠支署 3月末までの活動状況

救急出動件数 50件(120件)
 ・急病 38件(85件)
 ・交通事故 4件(7件)
 ・その他 8件(28件)
 ドクターヘリ搬送件数 1件(2件)
 火災出動件数 0件(0件)
 その他の出動件数 7件(13件)
 ※ () 内は令和5年1月からの累計出動件数
 問合せ/西消防署白糠支署 ☎ 2-2053

マイナンバーカード・マイナポイントについて

■マイナポイントの申込期限が9月末まで延長

マイナンバーカードを2月末までに申請した全ての方は、マイナポイント事業の対象となります。マイナポイントは、役場・庶路支所などでも申し込みができますので、ぜひご利用ください。

■マイナンバーカードに関する一部手続きが利用不可

公的個人認証システムの全国的な更新作業が実施されるに伴い、4月29日～5月7日まで、マイナンバーカードに関する一部の手続きが利用できませんので、ご注意ください。

【利用できない手続き】

- ・マイナンバーカード用電子証明書の発行、失効および更新
- ・氏名、住所に代替文字が含まれる方やマイナンバーカードを申請してから氏名や住所を変更した方のマイナンバーカードの受け取り
- ・マイナンバーカードの暗証番号再設定
- ・転入に伴うマイナンバーカード用電子証明書の失効および発行
- ・町内での転居に伴うマイナンバーカードの券面事項の更新および署名用電子証明書の失効・発行

問合せ/マイナンバー総合フリーダイヤル

☎ 0120-95-0178

町民サービス課住民係 内線(515)

無料法律相談

釧路弁護士会では「春のすずらん無料法律相談」を開催します。

日時/5月22日(月) 13時～16時

場所/役場3階和室

内容/借金、離婚(財産分与・養育費・親権)、相続・遺言、不動産、消費者問題などの法律相談

申込/相談を希望する方は、5月19日(金)までに総務課総務係へ申し込みしてください。

問合せ/総務課総務係 内線(219)

今月の納税

固定資産税 第1期

軽自動車税 全期

納付期限 5月31日(水)

■今月の夜間窓口

日時/5月24日(水) 17時～19時

会場/税務課窓口(1階6番窓口)

問合せ/税務課収納係 内線(538)

「ふるさと未来塾」塾生募集

「ふるさと白糠」のことをもっと知ってもらうため、「ふるさと未来塾」を開催します。

友だちと一緒に白糠について学び、遊び、たくさんの宝物を見つけましょう!

参加対象/町内小学校・義務教育学校の4～6年生

参加経費/800円(保険料)

学習内容/白糠の自然や仕事、産業などの体験学習を予定しています。

※実施日は土曜日または日曜日で、9時から15時までを予定しています。

申込・問合せ/社会教育課社会教育係 ☎ 2-2287



昨年のふるさと未来塾の様子

一 町営住宅入居者募集 一

問合せ/建設課住宅管理係 内線(285)



受付期間/5月1日(月)～10日(水)

申込場所/建設課住宅管理係、庶路支所

入居時期/6月上旬予定

◀募集住宅▶上記QRコードでも確認できます。

■日の出団地

- ・築H10年 1階2LDK HW2-1 家賃20,000円～
- ・築H11年 1階3LDK HW4-2 家賃21,900円～
- ・築H6年 1階3LDK HK3-4 家賃22,800円～
- ・築H6年 2階3LDK HK3-8 家賃22,800円～
- ・築H6年 3階3LDK HK3-9 家賃22,800円～
- ・築H6年 3階3LDK HK3-10 家賃22,800円～
- ・築H6年 3階3LDK HK3-11 家賃22,800円～
- ・築H6年 4階3LDK HK3-13 家賃22,800円～

■信和団地

- ・築H元年 2階3DK 3F-8-7 家賃18,900円～

■朝日団地

- ・築H15年 1階2LDK AR1-3 家賃22,700円～
- ・築H15年 1階2LDK AR1-5 家賃22,700円～
- ・築H15年 2階3LDK AR1-8 家賃25,900円～
- ・築H16年 2階3LDK AR2-8 家賃26,000円～
- ・築H13年 1階2LDK AW2-4 家賃19,000円～
- ・築H13年 1階2LDK AW3-4 家賃19,000円～
- ・築H14年 1階2LDK AW4-2 家賃19,200円～

※申込資格や申込方法などは問い合わせください。

ヒグマ出没注意・山火事注意

■山に入る際の注意事項

- ・入林する際は必ず所有者から許可を受け複数で行動する。
- ・鈴などの鳴り物をもって音を出しながら歩く。川や風の音があるときは、より大きな音を出す。
- ・足跡などの痕跡やシカの死骸を見つけたときは、近くにクマがいる可能性があるため速やかに引き返す。
- ・良い山菜採りの場所は、クマにとっても良い餌場になるので、鉢合わせしないように注意をする。
- ・残飯などのごみを放置すると匂いを嗅ぎつけてクマが人里に出てくる原因になるので、ごみは必ず持ち帰る。
- ・屋外でのたき火は厳禁です。強風、乾燥により枯れ草などに燃え移る危険性があります。
- ・万が一、出火を確認した場合は即時に消防署に連絡する。

問合せ/経済課林業係 内線(256)

緑の羽募金に協力をお願いします

さまざまな「森づくり・人づくり」活動にいかされている「緑の募金」を本年度も実施しています。町内会や企業、団体など皆様のご協力をお願いします。

問合せ/経済課林業係 内線(256)

森林に関わる手続き等について

■土地を取得した場合の手続き

森林の土地を売買契約のほか、相続、贈与等により新たに取得した場合は、90日以内に市町村長に「森林の土地の所有者届出書」の提出が必要となります。届け出をしない、または虚偽の届け出を行った場合は10万円以下の過料が科せられる場合があります。

■森林の伐採には届出が必要です

森林を伐採する時は30日～90日前に届け出が必要であり、無届けまたは違法伐採を行った場合、100万円以下の罰金が科せられることがあります。また、造林が必要となる届け出の場合、状況を報告することが義務付けられており、報告を怠ると30万円以下の罰金が科せられることがありますので、森林を伐採するときは十分留意してください。

問合せ/経済課林業係 内線(256)

狩猟免許等資格取得支援事業

町では有害鳥獣による農林産物等への被害軽減を図るため、新たに有害鳥獣の捕獲に必要な狩猟免許等の取得に要する経費を助成します。申請および詳細については、経済課林業係までお問い合わせください。

問合せ/経済課林業係 内線(256)